

岐阜県住宅宿泊事業条例

(目的)

第一条 この条例は、住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者及び住宅宿泊仲介業者（以下「住宅宿泊事業者等」という。）の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって県民生活の安定向上及び県民経済の発展に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。）の例による。

(県の責務)

第三条 県は、住宅宿泊事業者等の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するため、次に掲げる施策を実施する責務を有する。

- 一 県民及び住宅宿泊事業者等が法及びこの条例の趣旨及び内容に対する理解を深めるための施策
- 二 市町村その他の関係団体との連携協力体制の確保
- 三 県民及び住宅宿泊事業者等からの苦情、相談等に対応するための体制の整備
- 四 健全な住宅宿泊事業者等の育成

(宿泊者の衛生の確保)

第四条 住宅宿泊事業者（法第十一条第一項の規定により住宅宿泊管理業務が委託された場合にあつては、住宅宿泊管理業者。以下同じ。）は、宿泊者の衛生の確保を図るため、届出住宅について、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 設備及び備品等を清潔に保つこと。
- 二 シーツ、カバーその他の寝具で直接人に接触するものは、宿泊者が入れ替わるごとに洗濯したものと取り替えること。
- 三 循環式浴槽又は加湿器を備え付けている場合は、宿泊者が入れ替わるごとに、浴槽にあつては湯を抜き、加湿器にあつては水を交換し、それぞれ汚れ又はぬめりが生じないように洗浄すること。

(消防法令の確認等)

第五条 法第三条第一項の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、宿泊者の安全の確保を図るため、あらかじめ、消防法（昭和三十二年法律第八十六号）及び同法に基づく命令並びに同法第九条の規定により市町村が定めた火の使用に関する条例による規制の有無及びその内容について、届出住宅の所在地を管轄する消防署等に確認しなければならない。

- 2 届出をしようとする者は、法第三条第二項の届出書に、同条第三項に規定する書類に併せて、届出住宅が消防に関する法令に適合していることを消防長又は消防署長が

認める書面を添付しなければならない。

- 3 前二項の規定は、法第三条第四項の規定による届出（住宅の規模その他の規則で定める事項の変更に係るものに限る。）をしようとする者について準用する。この場合において、前項中「法第三条第二項の」とあるのは「当該届出に係る」と、「同条第三項」とあるのは「法第三条第五項において準用する同条第三項」と読み替えるものとする。

（外国人観光旅客である宿泊者に対する案内書面の備付け）

第六条 住宅宿泊事業者は、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るため、法第七条に規定する措置を講ずるに当たっては、当該措置の内容を記載した書面を居室に備え付ける方法により行わなければならない。

（宿泊者情報の確認等）

第七条 住宅宿泊事業者は、宿泊者が宿泊を開始する時まで、対面又は対面と同等の方法として規則で定める方法により、当該宿泊者に係る宿泊者名簿の記載事項を確認しなければならない。

- 2 住宅宿泊事業者は、宿泊期間が七日以上となるときは、前項に規定する方法により、当該宿泊者が届出住宅に滞在していることを定期的に確認しなければならない。

（周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明）

第八条 住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため、宿泊者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項について説明しなければならない。

一 騒音の防止のために配慮すべき事項 届出住宅及びその周辺地域の生活環境に応じ、次に掲げる事項

イ 届出住宅の近隣の住民に迷惑を及ぼす大声又は音を発しないこと。

ロ 深夜においては、窓を閉鎖すること等により届出住宅から音が漏れないようにすること。

ハ 届出住宅の屋外において当該届出住宅の近隣の住民に迷惑を及ぼす宴会（複数の者が飲食を共にする会合をいう。）を開かないこと。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、騒音の防止のために配慮すべき事項

二 ごみの処理に関し配慮すべき事項 ごみを排出する場合は、当該届出住宅が所在する市町村が定める方法により分別し、住宅宿泊事業者が指定する方法により行うこと。

三 火災の防止のために配慮すべき事項 次に掲げる事項

イ ガス機器を使用する際の注意事項

ロ 消火器の使用法

ハ 火災が発生した場合の通報先

ニ 避難経路

（苦情への対応）

第九条 住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の住民から苦情があった場合において、当該苦情に係る宿泊者に対して注意を行い、及び当該注意によってもなお改善されないときは、宿泊者に対して届出住宅からの退去を求めることその他の必要な措置を講じなければならない。

(実施することが望ましい事項)

第十条 届出をしようとする者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

一 届出住宅の近隣の住民に対し、当該届出住宅において住宅宿泊事業を営む旨を説明すること。

二 火災保険、第三者に対する賠償責任保険等に加入すること。

2 住宅宿泊事業者は、届出住宅が共同住宅である場合にあっては、集合ポスト、掲示板その他の公衆の認識しやすい箇所に、規則で定めるところにより、届出住宅に係る表示をするよう努めるものとする。

3 住宅宿泊管理業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

一 事故の発生時その他の緊急時における迅速な対応のための体制を整備すること。

二 届出住宅の周辺地域の住民からの苦情に対応するときは、必要に応じて、当該苦情を受けてからおおむね三十分以内(交通手段の状況等により当該届出住宅への到着に時間を要すると認められる場合にあっては、六十分以内)に当該届出住宅に到着すること。

(公表)

第十一条 知事は、届出があったときは、速やかに、届出番号及び届出住宅の所在地について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(岐阜県住宅宿泊事業審議会)

第十二条 次に掲げる事項を調査審議させるため、岐阜県住宅宿泊事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一 法第十八条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する事項

二 住宅宿泊事業者等の業務の適正な運営の確保に関する事項

三 観光旅客の来訪及び滞在を促進するための住宅宿泊事業に係る取組に関する事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、第一項の規定により調査審議を行うため又は前項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、市町村の意見を聴くものとする。

4 審議会は、委員十人以内で組織する。

5 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、第五条第一項及び第二項、第十条第一項並びに次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）からこの条例の施行の日までの間における第五条第一項の規定の適用については、同項中「法第三条第一項の届出」とあるのは「法附則第二条第一項の規定により法第三条第二項及び第三項の規定の例によりすることができることとされた届出」と、「以下」とあるのは「次項及び第十条第一項において」とする。

3 一部施行日から一月を経過する日までの間における第五条第二項及び第十条第一項の規定の適用については、第五条第二項中「法第三条第二項の届出書に、同条第三項に規定する書類に併せて」とあるのは「附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から一月を経過する日までに」と、「添付しなければ」とあるのは「知事に提出しなければ」と、第十条第一項中「者は」とあるのは「者は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から一月を経過する日までに」とする。

4 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の際現に法附則第二条第一項の規定により法第三条第二項及び第三項の規定の例により届出をしている者（次項において「届出者」という。）は、一部施行日から一月を経過する日までに、届出住宅が消防に関する法令に適合していることを消防長又は消防署長が認める書面を知事に提出しなければならない。

5 届出者は、一部施行日から一月を経過する日までに、届出住宅の近隣の住民に対し、当該届出住宅において住宅宿泊事業を営む旨を説明するよう努めるものとする。